

地方財政関係資料

自治省財政局

平成11年11月

地 方 財 政 の 現 状

I 巨額の財源不足と高い公債依存度・・・通常収支の不足 10 兆 3,694 億円

その他恒久的な減税の実施に伴う減収額等 2 兆 6,803 億円

- 平成 11 年度の地方財政は、恒久的な減税の実施による減収額等が 2 兆 6,803 億円あるほか、引き続き通常収支においても 10 兆 3,694 億円もの大幅な財源不足が見込まれ、その不足を補てんするため交付税特別会計における借入れ等を行うとともに大幅な地方債の増発を行うこととなったところであり、その結果、地方債依存度は 12.7%（交付税特別会計借入金を加えた実質的な公債依存度は 17.5%）となっている。

財源不足額 平成 11 年度当初 通常収支 10.4 兆円、恒久的な減税分等 2.7 兆円

※ 平成 10 年度総合経済対策における特別減税影響分約 0.1 兆円を含む。

平成 10 年度当初 通常収支 4.6 兆円、減税分 0.8 兆円

平成 9 年度当初 通常収支 4.7 兆円、地方消費税未平年度化分 1.2 兆円

平成 8 年度当初 通常収支 5.8 兆円、減税分 2.9 兆円

平成 7 年度当初 通常収支 4.3 兆円、減税分 2.7 兆円

II 多額の借入金残高・・・平成 11 年度末で 179 兆円

- 地方税収等の落込みや減税による減収を補てんするとともに、数次の景気対策のために地方債を増発したこと等により近年借入金が急増し、地方財政は平成 11 年度末で 179 兆円の多額の借入金（対 GDP 比 36.0%）を抱える見込みとなっている。

III 個別団体の財政事情の硬直化・・・公債費負担比率 15%以上が約 6 割(60.2%)

- 個別の地方団体の近年の財政事情をみると、公債費負担比率 15%以上の団体が全体の約 6 割である(60.2%)（平成 10 年度決算推計値）など、硬直化が懸念される状況にある。

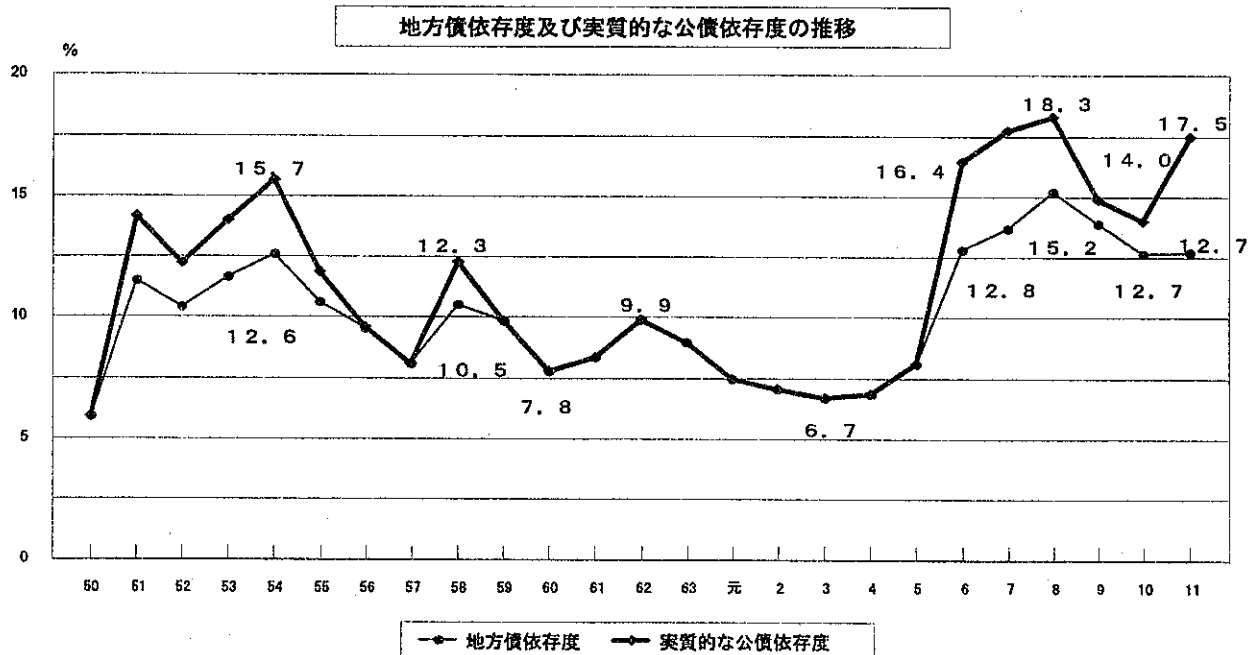
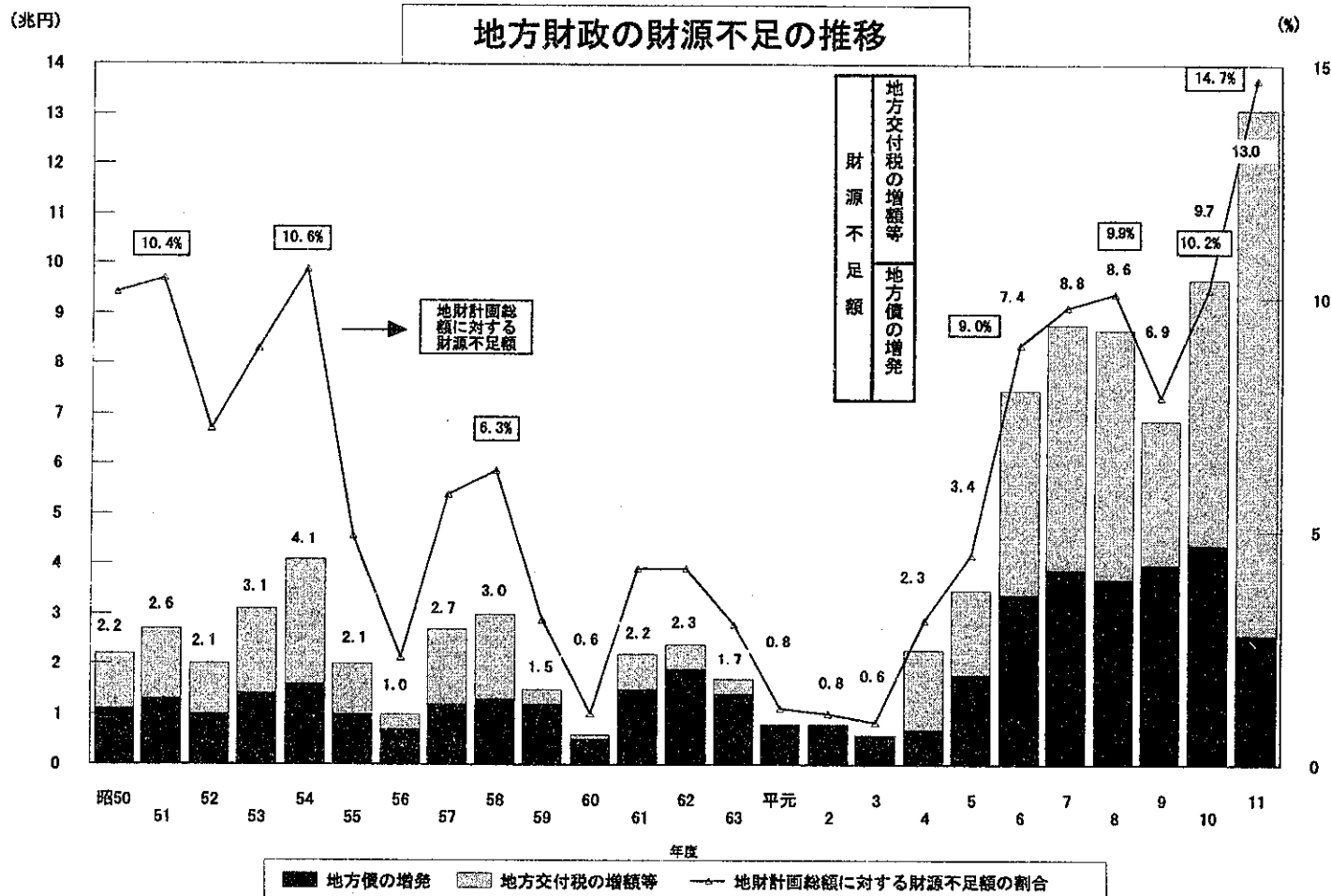
公債費負担比率が 15%以上 の団体数	平成 10 年度（推計値）	1,974 団体（60.2%）
（ ）内は、全団体に占める割合	平成 9 年度	1,853 団体（56.5%）
	平成 8 年度	1,650 団体（50.3%）
	平成 7 年度	1,476 団体（45.0%）

IV 今後も増大する財政需要

- 今後も、過去に発行した地方債の元利償還金が増こうしていくことが見込まれる一方で、地方分権の推進に当たって、地方団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う（地方分権推進計画）こととされている。
- 徹底した行財政改革を推進する中にあっても、高齢化社会に向けた介護保険の導入をはじめとする総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、地方団体が担うべき役割とこれに伴う財政需要が増大するものと見込まれている。

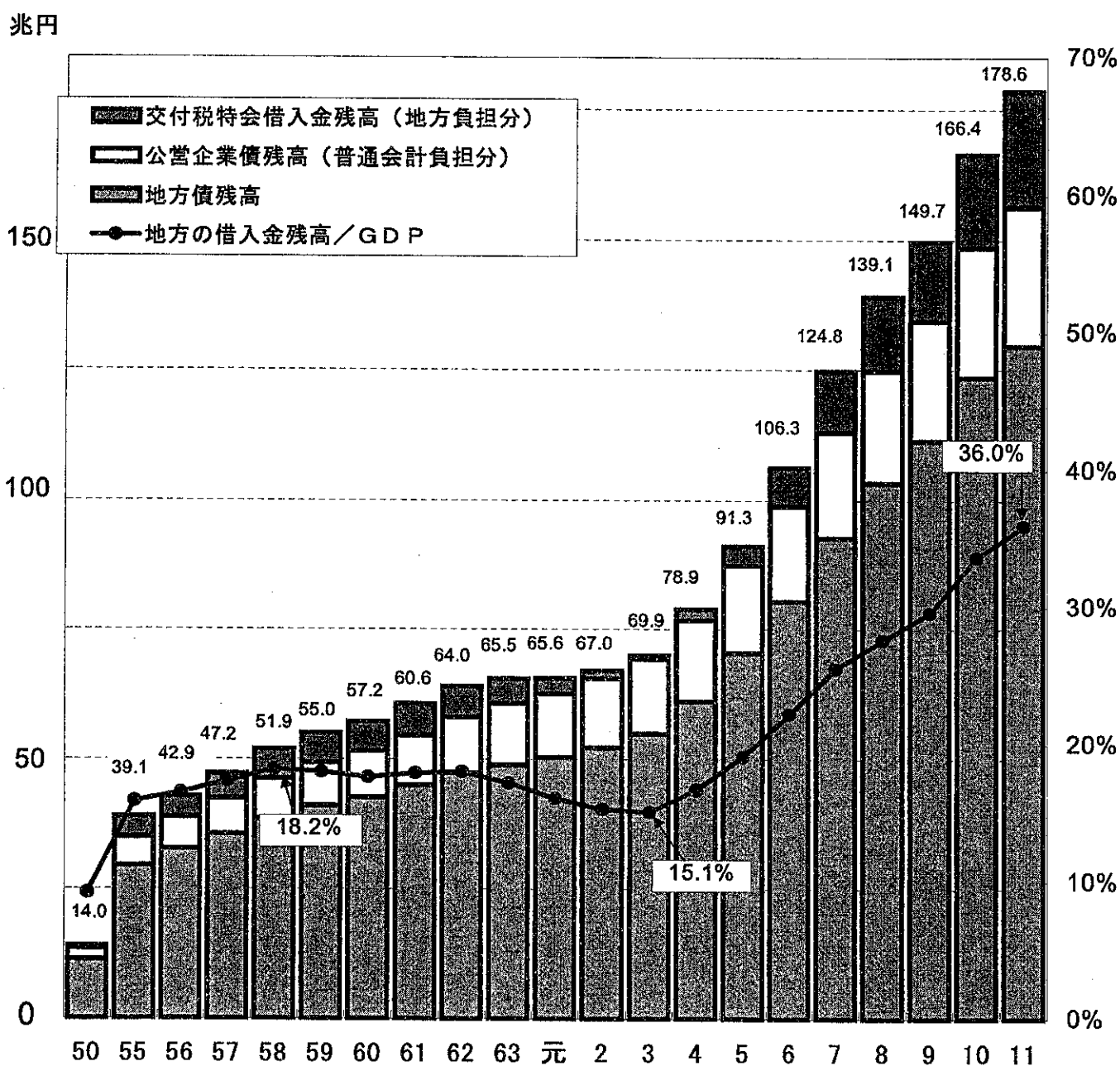
地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 11 年度には 13.0 兆円と過去最高の財源不足となり、地方財政計画の 14.7%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 11 年度には 17.5%と、過去 3 番目の高い水準となっている。

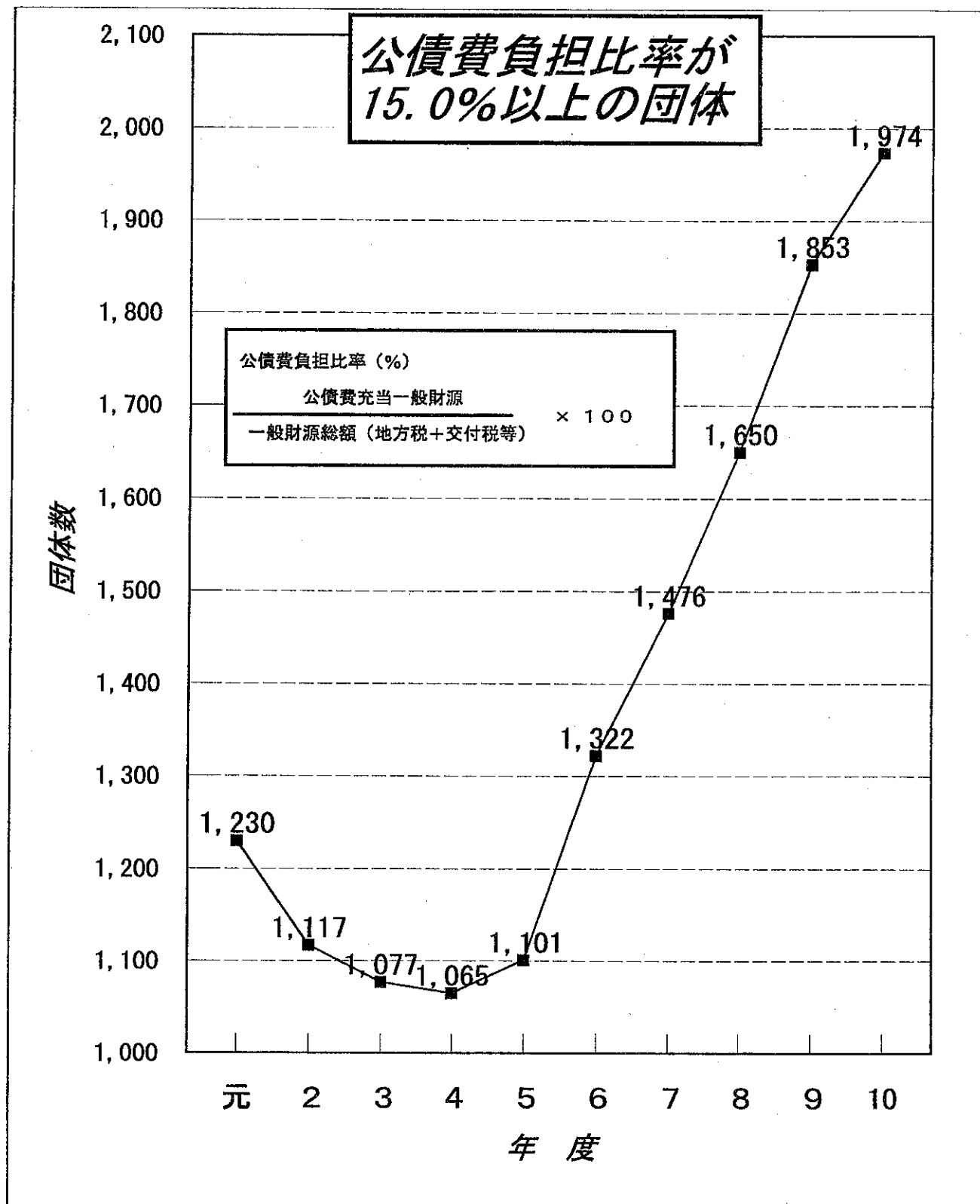


地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成11年度末で179兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成3年度から2.6倍、109兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は45.7兆円と4割強（42%）を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金は29.5兆円となっている。

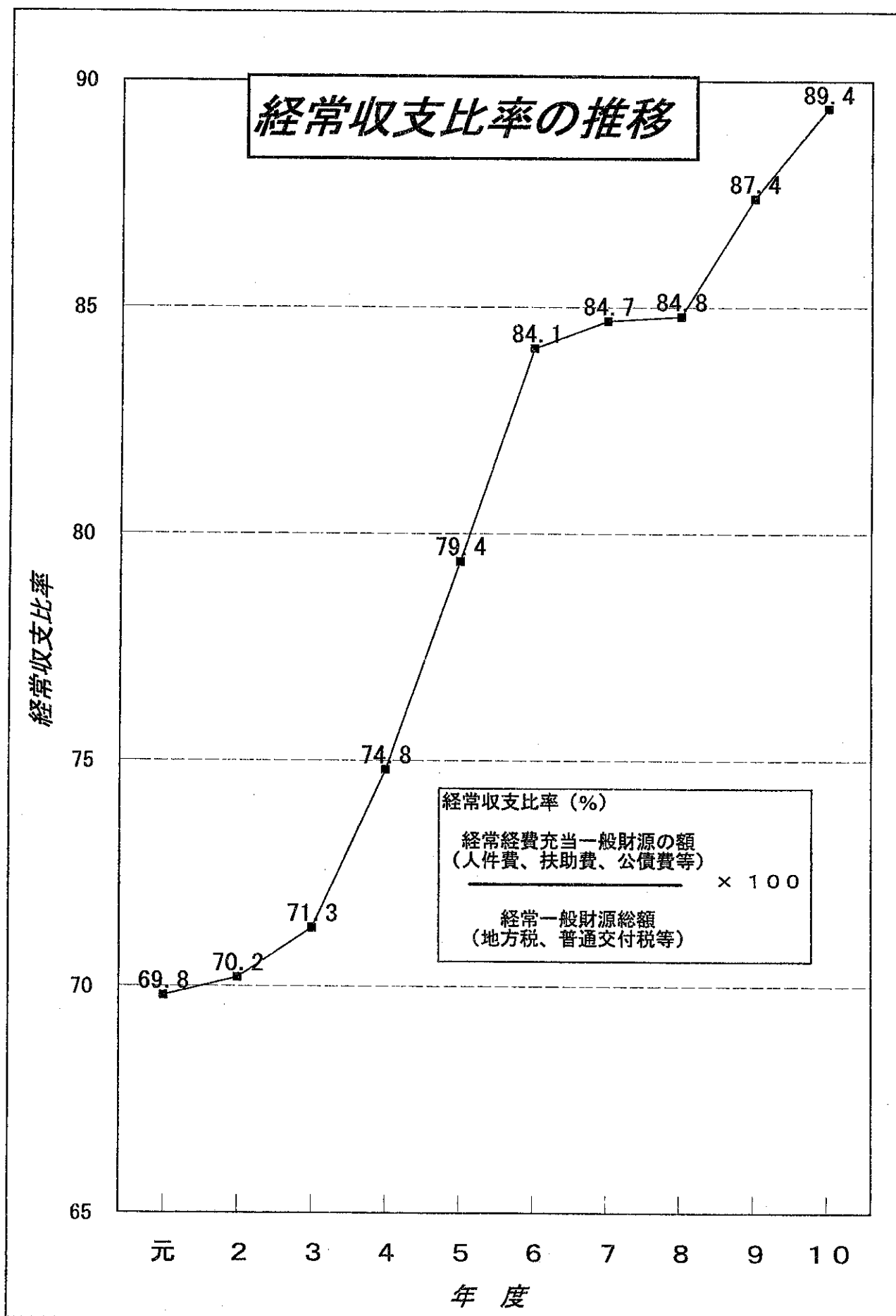


* 平成11年度の数値は平成11年度第2次補正後の推計値であり、精査の結果異動することがある。



(注) 平成10年度末時点で地方団体数3,279団体である。
平成10年度数値は推計値である。

- 公債費負担比率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであり、一般的には、**財政運営上、15%が警戒ライン**とされている。



(注) 平成10年度数値は、推計値である。

最近の地方財政事情

(地方財政計画ベース)

	平⑩	平⑪	平成12年度
歳入計 (除財源不足対策)	81.7兆円	75.5兆円	75.5兆円 ±税・交付税増減等
I 地方税	38.5兆円	35.3兆円	35.3兆円 - 0.8兆円 (平⑪発射台の落込み) - 1.0兆円 (恒久的な減税平年度化) ±α (平⑫税収増減等) = 33.5兆円 ± α
II 地方譲与税	0.6兆円	0.6兆円	0.6兆円 (概算要求ベース)
III 地方特例交付金	—	0.6兆円	0.9兆円 (概算要求ベース)
III 地方交付税	17.5兆円	20.9兆円	14.8兆円 (概算要求ベース) - β (平⑪発射台の落込み) ±γ (平⑫法定5税税収増減) = 14.8兆円 - β ± γ (対前年度▲6.1兆円 - β ± γ)
IV 地方債	11.0兆円	11.3兆円	8.9兆円 (地方債計画概案ベース) (対前年度▲2.4兆円)
歳出計	87.1兆円	88.5兆円	88.5兆円 + 0.7兆円程度 ± δ
V 地方一般歳出	73.3兆円 (▲1.6%)	74.7兆円 (1.8%増)	74.7兆円 ± δ
VI 公債費 (含企業債)	12.4兆円 (8.1%増)	13.4兆円 (8.1%増)	13.4兆円 + 0.7兆円程度
財源不足額 (通常分)	4.6兆円	10.4兆円	11.9兆円 ± α + β ± γ ± δ 10.4兆円 (平⑪通常分財源不足額) + 0.8兆円 (平⑪税収発射台の落込み) ± α (平⑫税収増減等) + β (平⑪交付税発射台の落込み) ± γ (平⑫法定5税税収増減) ± δ (地方一般歳出増減) + 0.7兆円程度 (公債費増)
(恒久的な減税影響分等)	0.8兆円	2.6兆円	3.6兆円
VII 地方の借入金残高	156兆円	176兆円	

(注) 1 歳入計・歳出計とその内訳の合計は一致しない。

2 恒久的な減税影響分については、国のたばこ税の一部移譲、法人税の交付税率の引上げ、地方特例交付金、減税補てん債等により補てん措置を講じている。

財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について

--- 地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄) ---

第6条の3 (略)

- 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ① 地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ② その額が、国税の定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり、
- ③ その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと思込まれる場合。

◎ 過去の財源不足の状況(当初ベース)

年度	財源不足額	§6の3②の財源不足率	該当
6	△ 3.0 兆円	△ 22.5%	—
7	△ 4.3 兆円	△ 31.4%	—
8	△ 5.8 兆円	△ 43.4%	○
9	△ 4.7 兆円	△ 31.9%	○
10	△ 4.6 兆円	△ 30.9%	○
11	△ 13.0 兆円	△ 95.6%	○

注) §6の3②の財源不足率とは、財源不足額を普通交付税ベースに置き直したものの、国税定率分に係る普通交付税に対する比率である。



○ 過去の対応

年度	対応の内容
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補てんすることとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、同期間中においては財源不足のうち地方交付税対応分について国と地方が折半して補てんする等の措置を実施。
11	恒久的な減税の補てん措置として、たばこ税の移譲、交付税率の引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち地方交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って国と地方が折半して補てんする等の措置を実施。